

議案第 8 号

葛飾区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第47条第 1 項第 1 号、第79条第 2 項第 1 号並びに第81条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)

第 2 条 法第47条第 1 項第 1 号の条例で定める員数及び基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）第 30条の規定により読み替えて準用する省令第 1 条の 2、第 2 章及び第 3 章（第26条第 6 項及び第 7 項を除く。）の規定の例による。

(指定居宅介護支援の事業の申請者の資格)

第 3 条 法第79条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその事業活動を支配するものであってはならない。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)

第 4 条 法第81条第 1 項の条例で定める員数及び同条第 2 項の規定により条例で定める基

準は、省令第1条の2、第2章及び第3章の規定の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。